

福山市子どもの健やかな成長を支援する
施策の基本的な考え方

2019年（平成31年）2月
福山市

目 次

I	趣旨・目的	1
II	調査結果の概要	1
III	調査結果から見えてきた現状と課題	2
	1 生活状況	2
	2 子どもの学び, 自己肯定感	3
	3 子どもの生活習慣	7
	4 収入・就業	10
	5 制度の周知	14
IV	取組の考え方	17
V	方針と基本施策	18
	1 教育	20
	2 生活	21
	3 就労・経済	22
	4 相談・支援・連携	23
VI	具体的な取組の概要	24
	1 教育	24
	2 生活	29
	3 就労・経済	33
	4 相談・支援・連携	36

I 趣旨・目的

2014年（平成26年）1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されたことを受け、同年8月、国は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子供の貧困対策に関する大綱」を制定しました。これにより、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもたちが健やかに成長していくための環境整備、教育の機会の均等を図ることなどを目的に、子どもの貧困対策への取組が全国的に進められています。

本市においては、これまで、福山市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援対策推進行動計画）により、子育て支援施策を推進する中で、子どもたちの健やかな成長に向けた様々な取組を進めてきたところです。

また、教育振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するために、第二次福山市教育振興基本計画を策定し、行動化できる確かな力を育む「福山100NEN教育」の推進を基本理念として、質の高い就学前教育の推進、「たくましく生きる力」を育成する学校教育の推進に取り組んでいるところです。

こうした中で、今後の子どもの貧困対策における効果的な支援のあり方を検討するため、2017年度（平成29年度）に、広島県と共同で「子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。

この実態調査の結果を踏まえ、今後の本市における子どもの貧困対策に関する施策の基本的な考え方を示すものです。

II 調査結果の概要

本市の子どもの生活状況の実態や家庭の状況、生活環境についての意識やニーズなどを把握するため、子どもやその保護者を対象に「福山市子どもの生活に関する実態調査」を次のとおり行いました。

1 対象

小学5年生とその保護者 各1,502人

中学2年生とその保護者 各1,554人

2 調査方法

学校を通じた配付・回収

3 調査時期

2017年（平成29年）7月

4 回答率

小学5年生 子ども88.3% 保護者88.1%

中学2年生 子ども82.9% 保護者82.4%

Ⅲ 調査結果から見えてきた現状と課題

※グラフ中の「小5」は小学5年生、「中2」は中学2年生のことをいう。
※「福山市子どもの生活実態調査報告書」について、以下「報告書」という。

1 生活状況

子どもの生活実態調査では、子どもの生活における「生活困難」を①低所得、②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如の3つの要素から分類している。

生活困難層：生活困窮層及び周辺層
生活困窮層：2つ以上の要素に該当
周辺層：いずれか1つの要素に該当
非生活困難層：いずれの要素にも該当しない

(1) 現状

区 分	小5	中2	小5		中2	
			ひとり親	ふたり親	ひとり親	ふたり親
生活困難層	28.1%	32.7%	64.4%	21.9%	70.3%	25.4%
生活困窮層	10.5%	11.2%	32.2%	6.7%	31.8%	7.1%
周辺層	17.6%	21.5%	32.2%	15.2%	38.5%	18.3%
非生活困難層	71.9%	67.3%	35.7%	78.1%	29.7%	74.6%

(2) 課題

世帯タイプ別にみると、ひとり親の生活困窮層の割合は、3割を超えており、ふたり親に比べかなり高い状況にある。

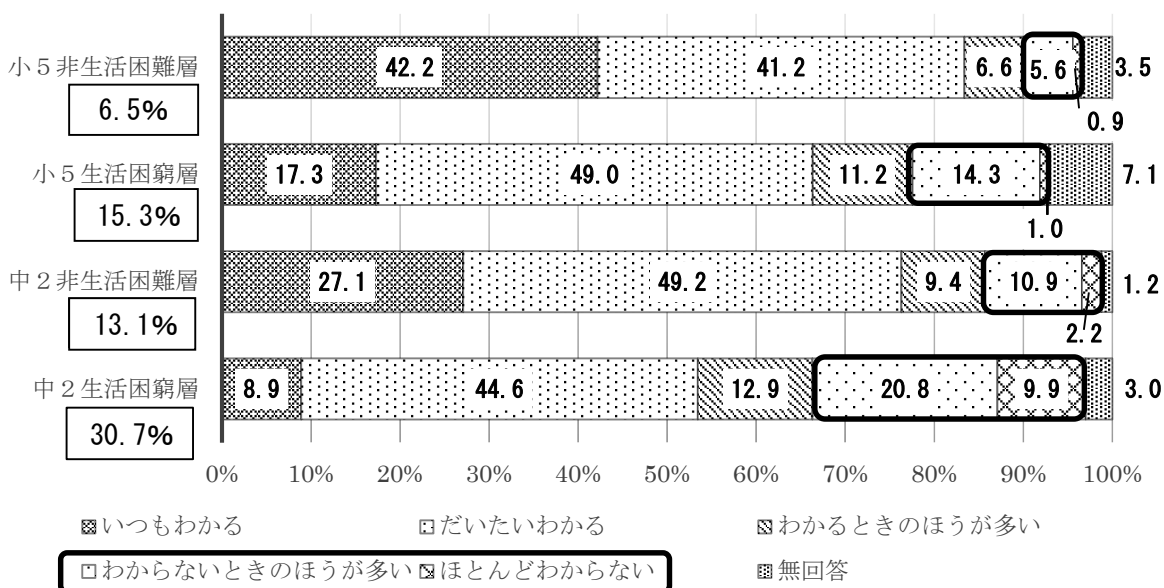
2 子どもの学び、自己肯定感

(1) 現状

●授業の理解度

(報告書P74)

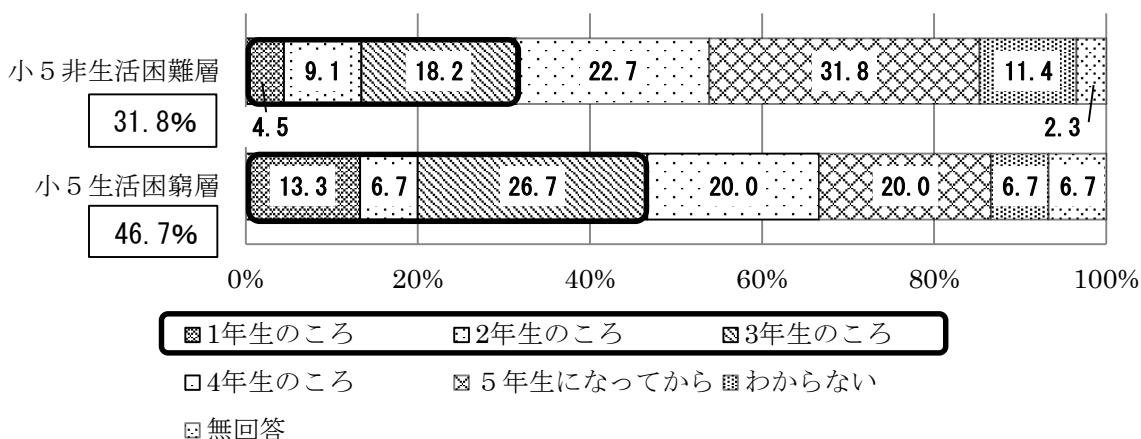
授業の理解度について、「わからないときのほうが多い」「ほとんどわからない」の割合の合計は、小学5年生の生活困窮層では15.3%、中学2年生の生活困窮層では30.7%と高い。



●授業がわからなくなった時期（小5）

(報告書P76)

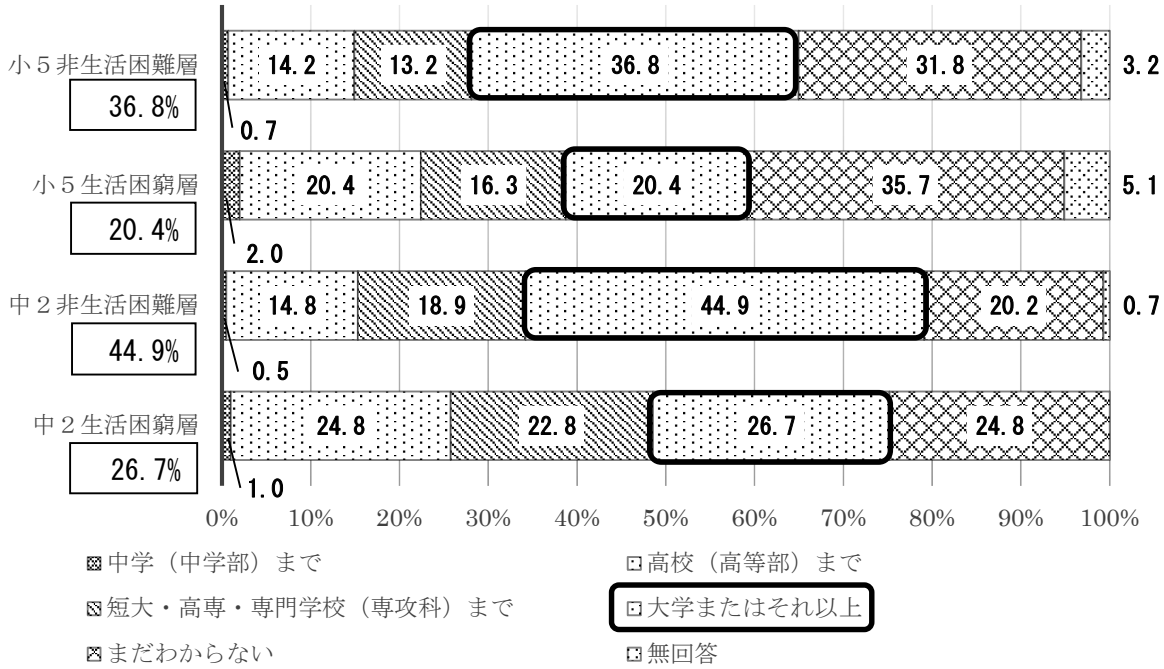
授業がわからなくなった時期について、小学5年生の生活困窮層では小学1年生から3年生のころまでの割合の合計は、46.7%と高い。



●将来の進学希望

(報告書P107)

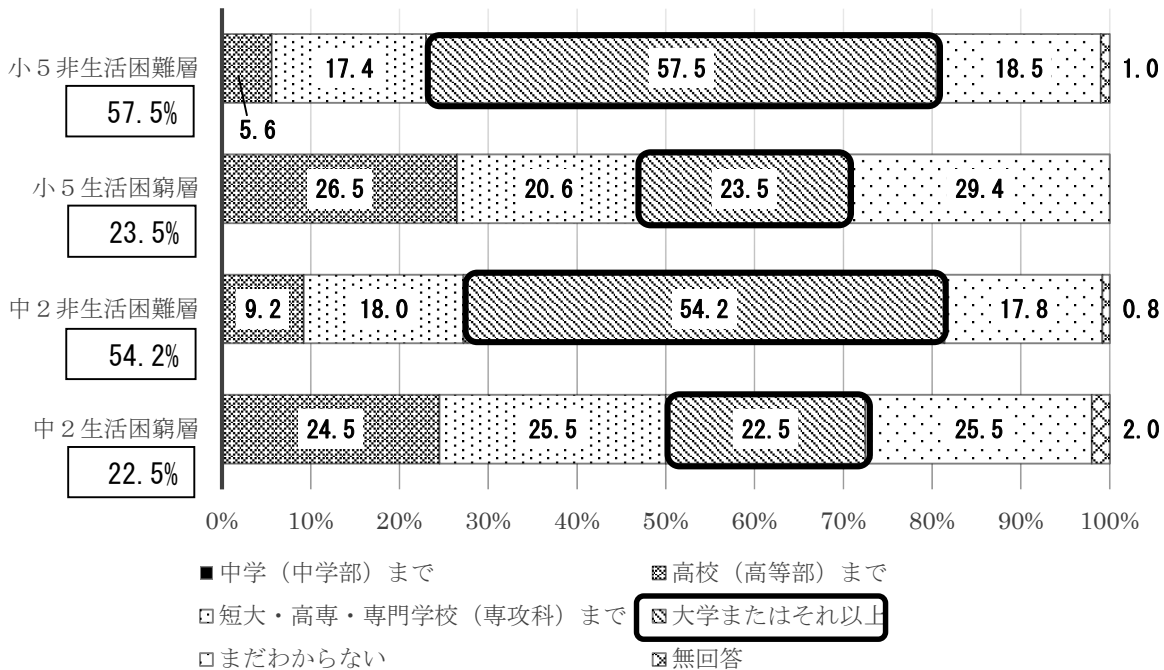
将来の進学希望について、「大学またはそれ以上」の割合は、小学5年生の生活困窮層が20.4%、中学2年生の生活困窮層で26.7%と低い。



●保護者が子どもに受けさせたい教育レベル

(報告書P112)

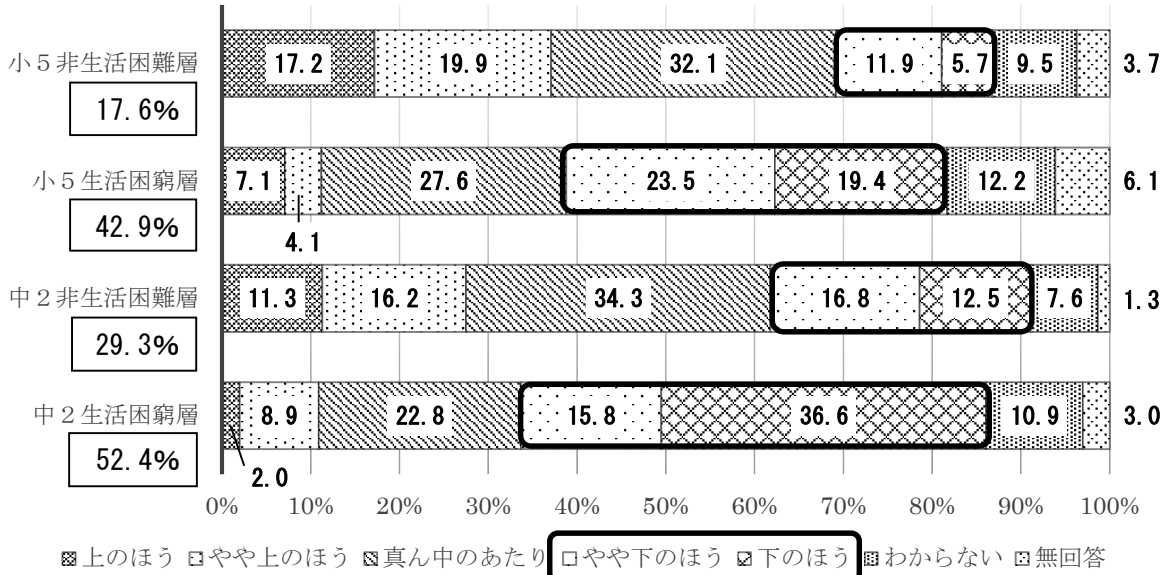
子どもに受けさせたい教育レベルについて、「大学またはそれ以上」の割合は、小学5年生保護者の生活困窮層は23.5%、中学2年生保護者の生活困窮層は22.5%と低い。



●成績の主観的評価

(報告書P70)

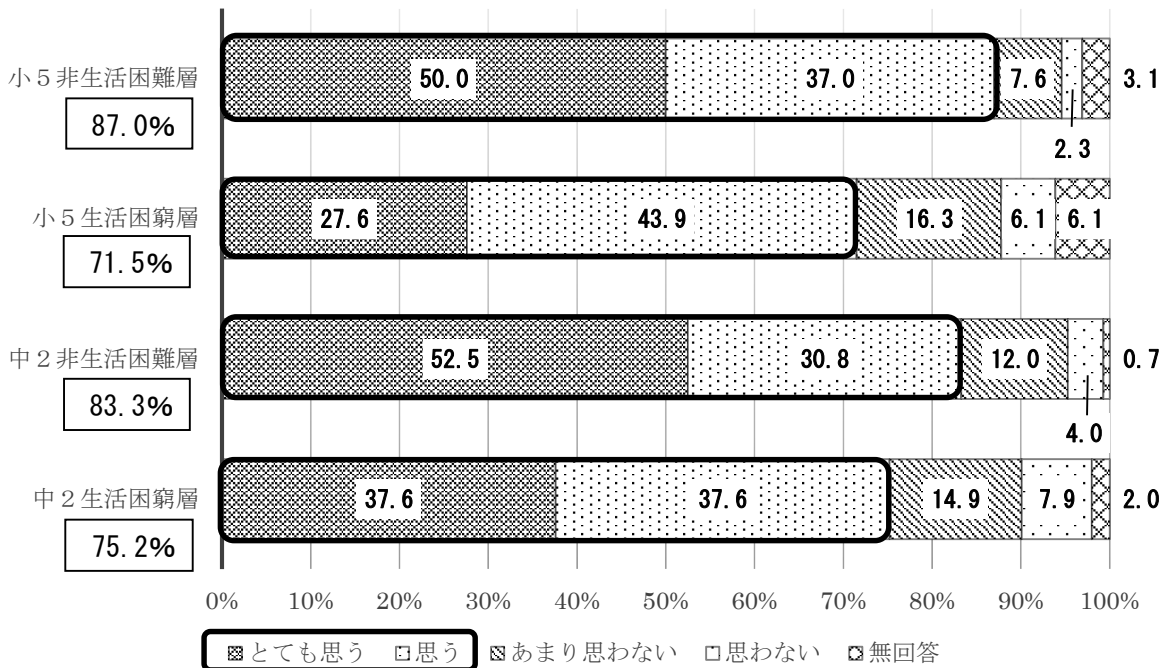
成績の主観的評価について、「やや下のほう」「下のほう」の割合の合計は、小学5年生の生活困窮層は42.9%、中学2年生の生活困窮層は52.4%と高い。



●自己肯定感「がんばれば、むくわれる」

(報告書P209)

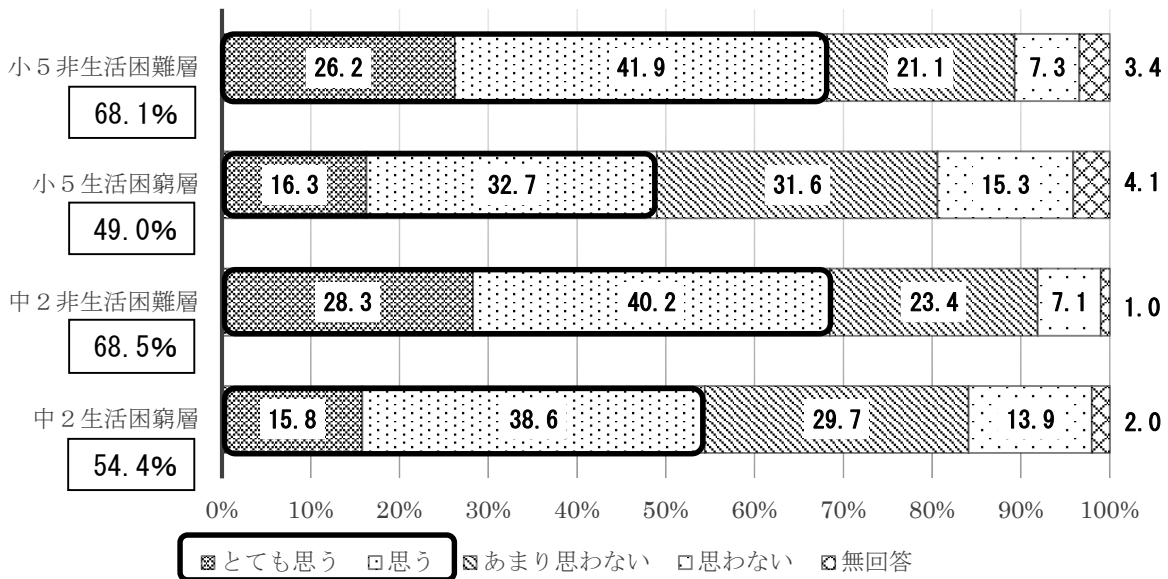
がんばれば、むくわれると思うことについて、「とても思う」「思う」の割合の合計は、小学5年生の生活困窮層は71.5%、中学2年生の生活困窮層では75.2%と低い。



●自己肯定感「自分は価値のある人間だ」

(報告書P 2 1 1)

自分は価値のある人間だと思うことについて、「とても思う」「思う」の割合の合計は、小学5年生の生活困窮層は49.0%，中学2年生の生活困窮層は54.4%と低い。



(2) 課題

生活困窮層ほど授業が分からないという子どもの割合が高く、さらに、早い時期から分からなくなっている状況が伺える。

また、大学進学を希望する割合が、子どもも保護者も、生活困窮層のほうが低く、中学2年生では、子どもより保護者の比率のほうが低い。

自己肯定感では、生活困窮層のほうが低い状況がある。

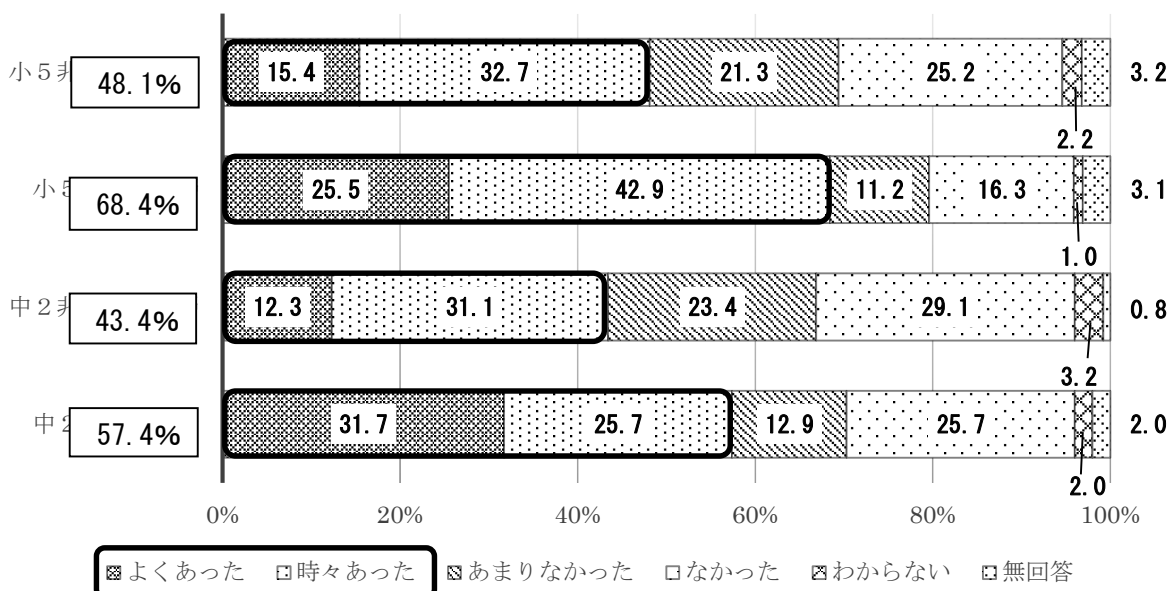
3 子どもの生活習慣

(1) 現状

●各種経験状況「学校に行きたくないと思った」

(報告書P183)

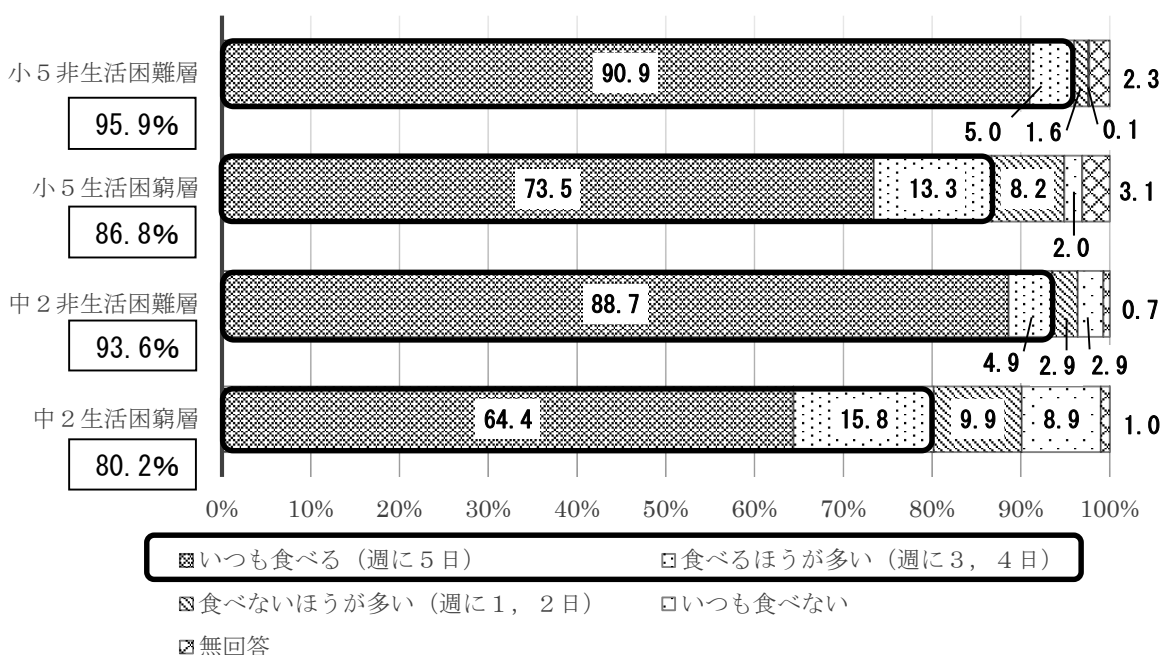
学校に行きたくないと思ったことについて、「よくあった」「時々あった」の割合の合計は、小学5年生の生活困窮層は68.4%、中学2年生の生活困窮層は57.4%と高い。



●朝食の摂取状況

(報告書P60)

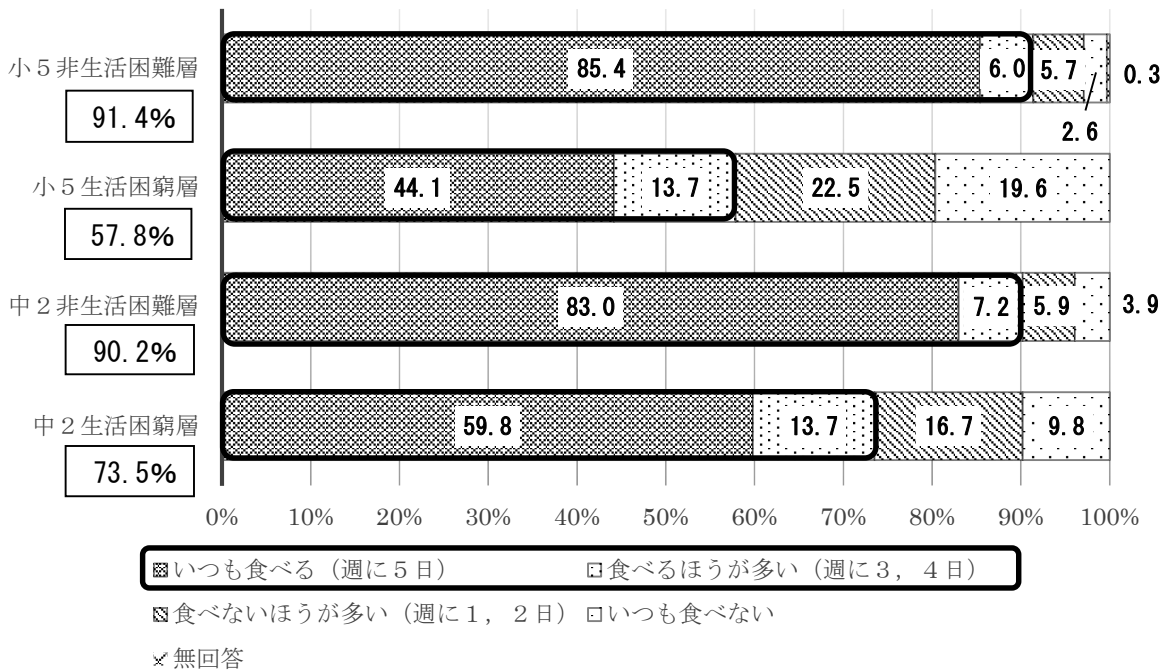
朝食の摂取状況について、「いつも食べる」「食べるほうが多い」の割合の合計は、小学5年生の生活困窮層は86.8%、中学2年生の生活困窮層は80.2%と低い。



●保護者の朝食をとる頻度

(報告書P 339)

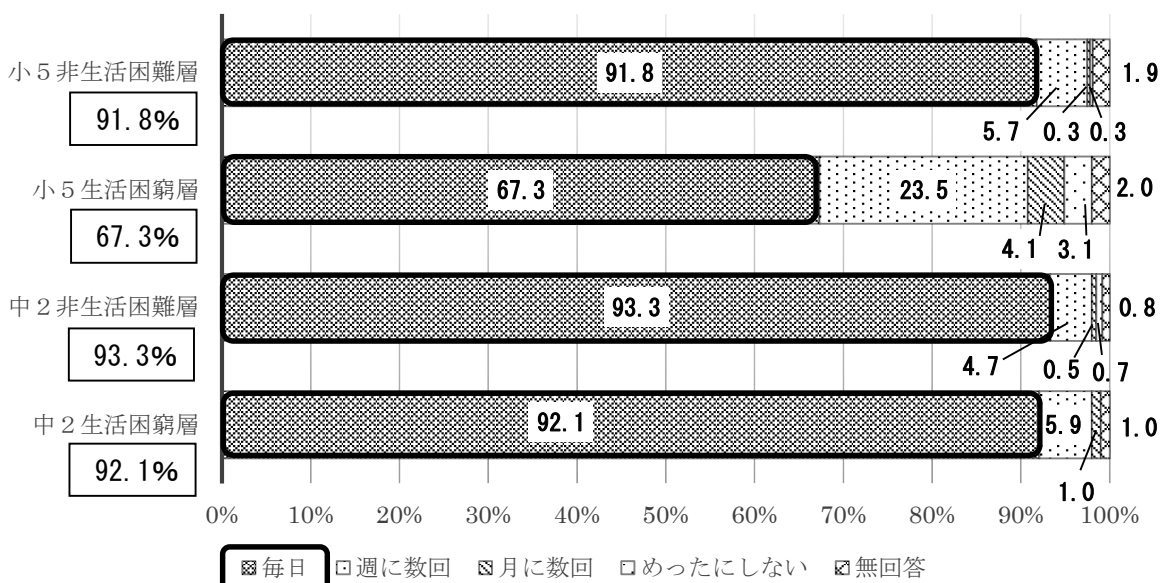
朝食をとる頻度について、「いつも食べる」「食べるほうが多い」の割合の合計は、小学5年生保護者の生活困窮層は57.8%、中学2年生保護者の生活困窮層は73.5%と低い。



●歯磨き

(報告書P 180)

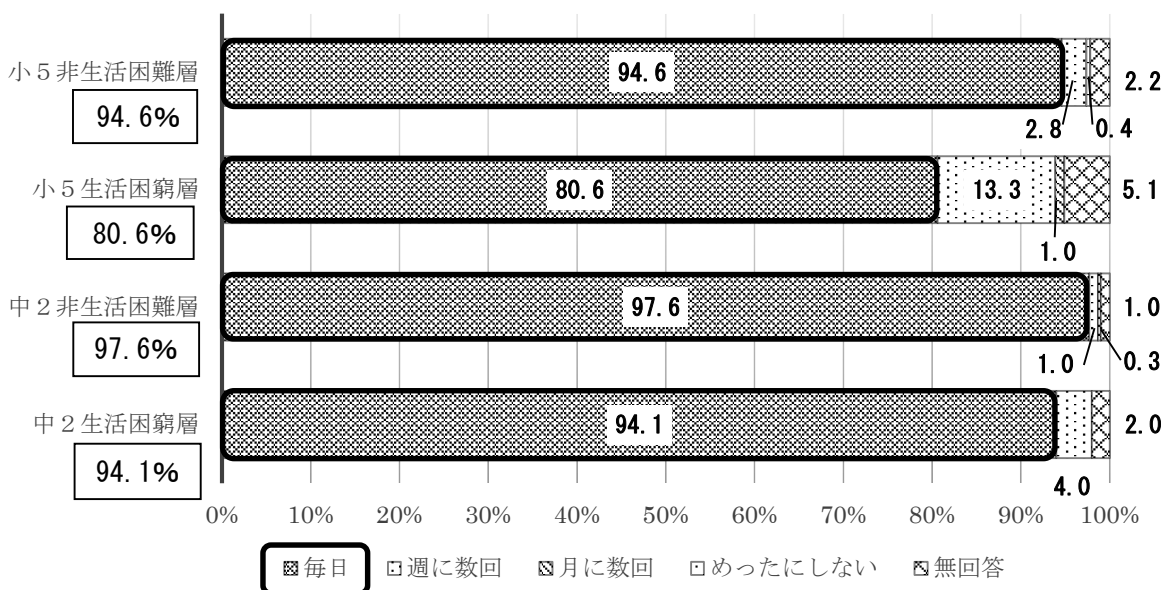
歯磨きについて、「毎日」の割合は、小学5年生の生活困窮層は67.3%と低い。



●入浴の頻度

(報告書P181)

入浴について、「毎日」の割合は、小学5年生の生活困窮層は80.6%、中学2年生の生活困窮層は94.1%と低い。



(2) 課題

小学5年生においては、生活困窮層ほど、毎日、朝食を食べる、歯磨きをする、入浴をする子どもの割合が低くなっており、特に、朝食については、保護者が食べる割合も低く、基本的な生活習慣が不十分な状況が伺える。

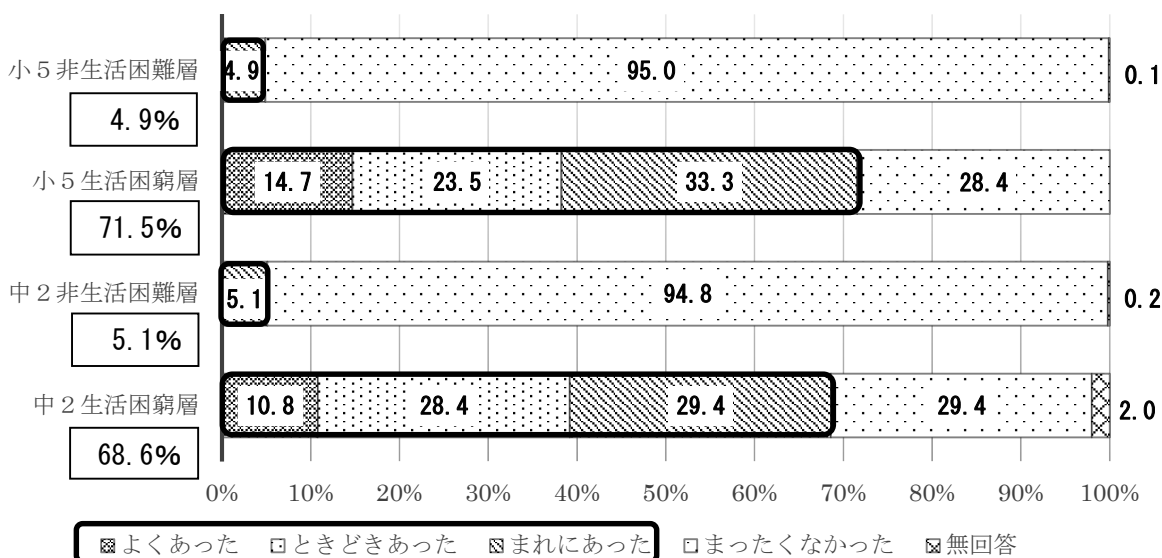
4 収入・就業

(1) 現状

●食料が買えなかった経験

(報告書P10)

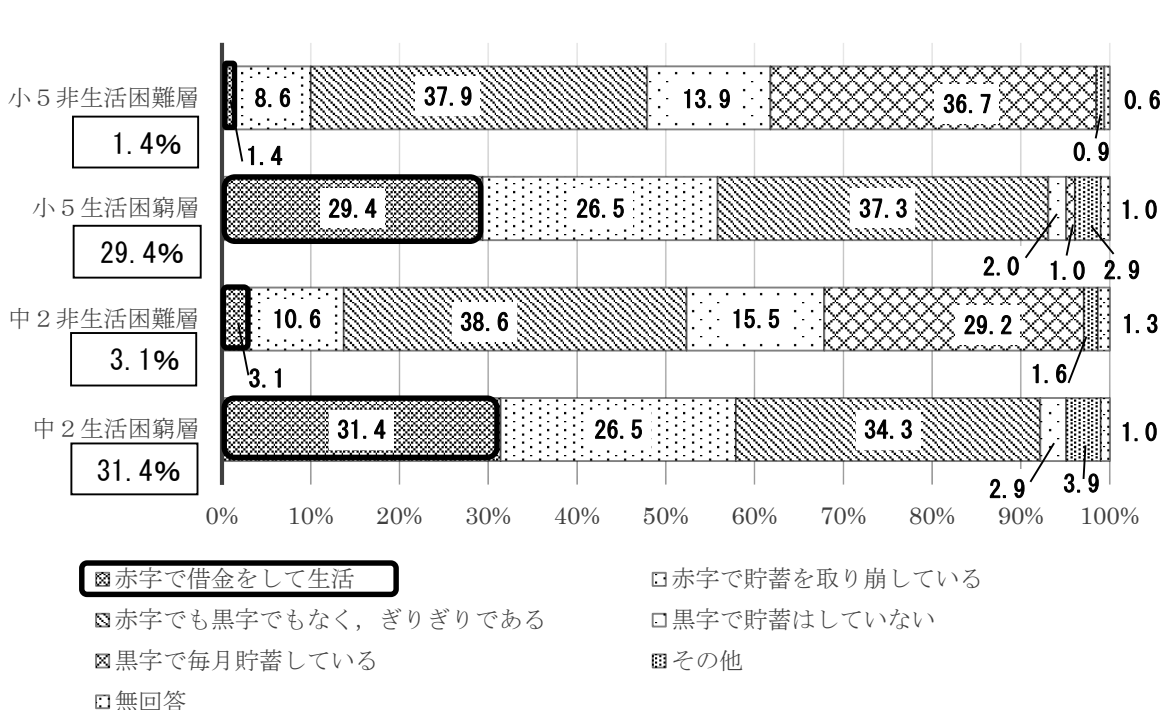
食料が買えなかった経験について、「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」の割合の合計は、小学5年生保護者の生活困窮層は71.5%、中学2年生保護者の生活困窮層は68.6%と高い。



●家計の収支状況

(報告書P26)

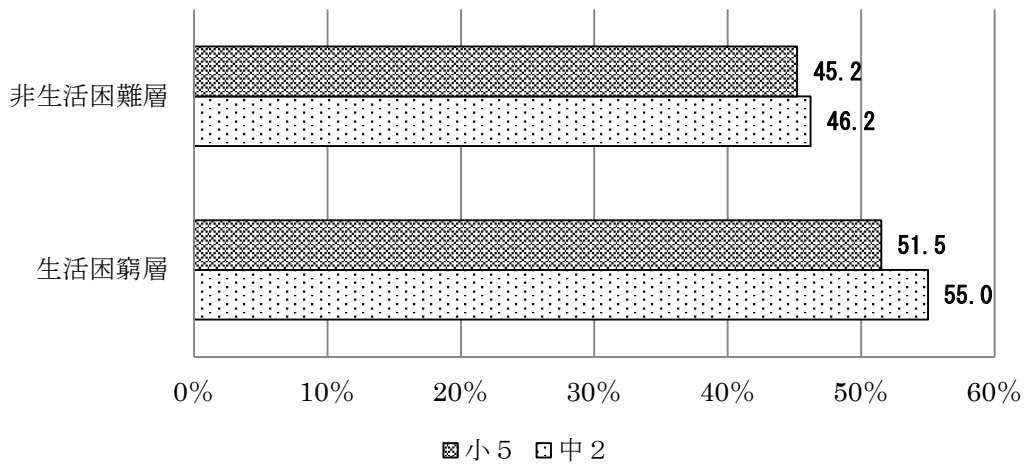
家計の収支状況について、「赤字で借金をして生活」している割合は、小学5年生保護者の生活困窮層は29.4%、中学2年生保護者の生活困窮層は31.4%と高い。



●母の職業

(報告書P356, P357)

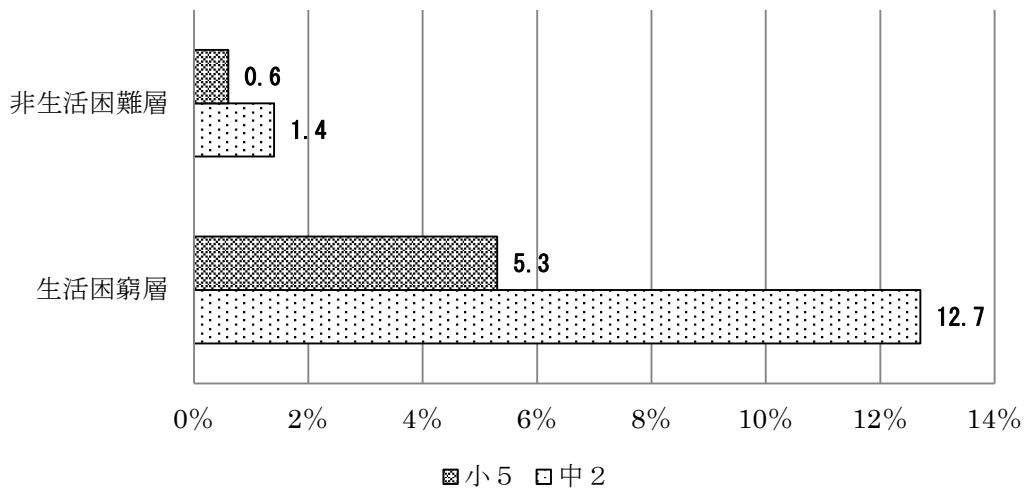
母の職業について、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」の割合は、小学5年生保護者の生活困窮層は51.5%、中学2年生保護者の生活困窮層は55.0%と高い。



●父の職業

(報告書P366, P367)

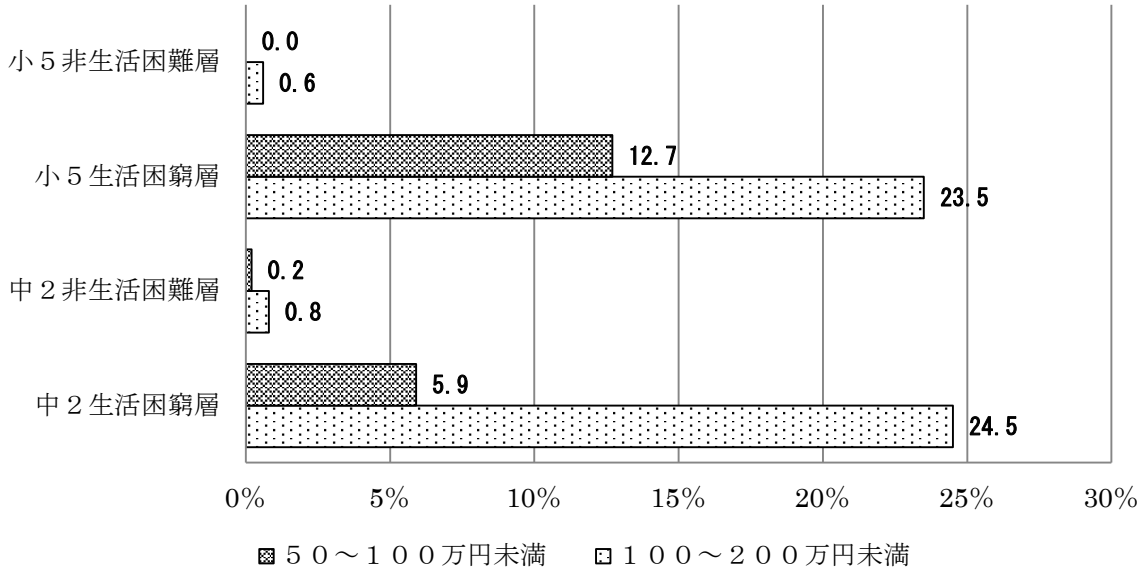
父の職業について、「契約社員・派遣社員・嘱託社員」の割合は、小学5年生保護者の生活困窮層は5.3%、中学2年生保護者の生活困窮層は12.7%と高い。



●世帯年収

(報告書P262, P263)

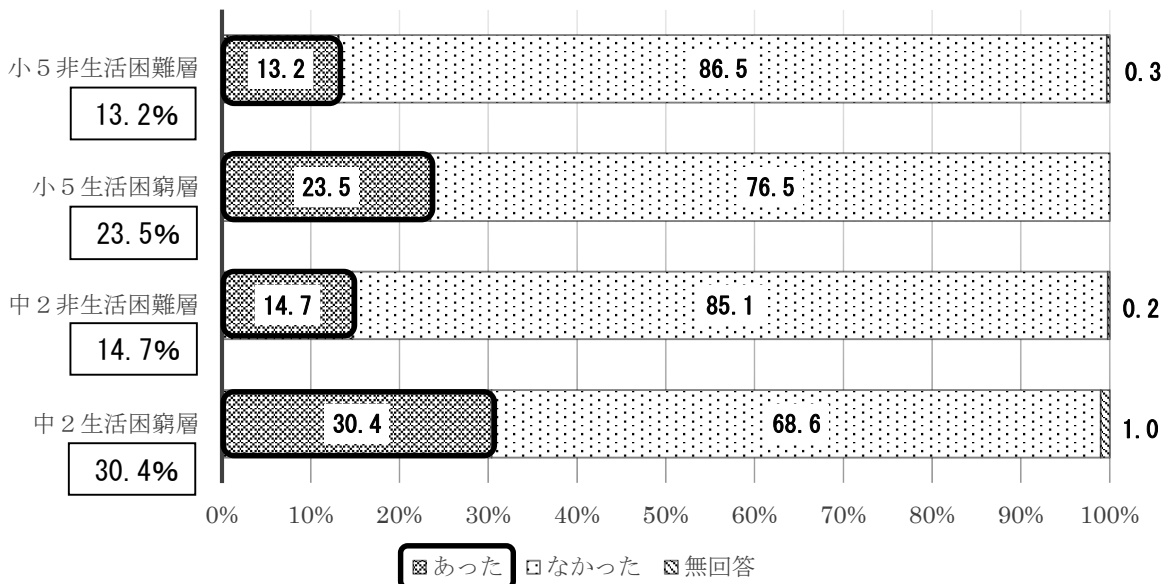
世帯年収について、「50～100万円未満」と「100～200万円未満」の割合の合計は、小学5年生保護者の生活困窮層は12.7%と23.5%、中学2年生保護者の生活困窮層は5.9%と24.5%と高い。



●子どもの医療受診抑制経験

(報告書P194)

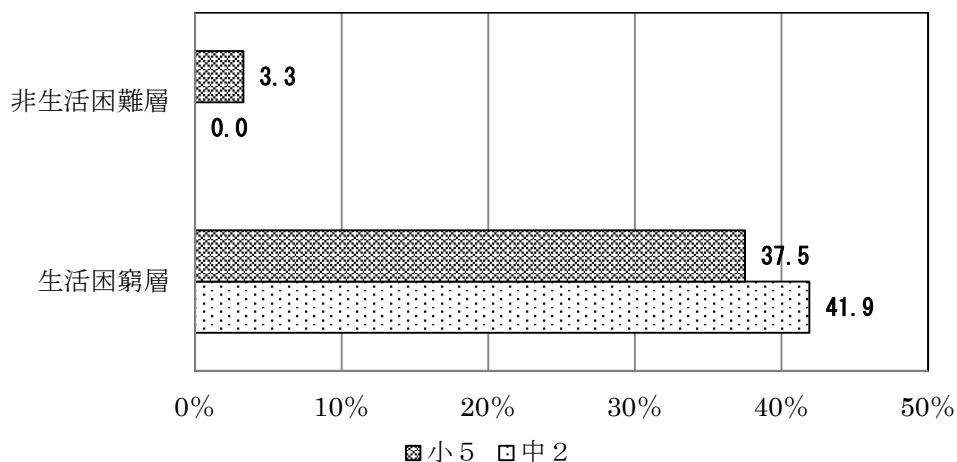
子どもの医療受診抑制経験について、「あった」の割合は、小学5年生保護者の生活困窮層は23.5%、中学2年生保護者の生活困窮層は30.4%と高い。



●子どもの医療受診抑制の理由

(報告書P195, 196)

子どもの医療受診を抑制した理由について、「公的医療保険に加入していたが、医療機関で自己負担金を支払うことができないと思ったため」の割合は、小学5年生保護者の生活困窮層は37.5%、中学2年生保護者の生活困窮層は41.9%と高い。



(2) 課題

生活困窮層では、父母ともに非正規雇用の割合が高く、経済的に困窮している状況が伺える。

また、子どもが病気のとくに医療機関を受診抑制する割合は、生活困窮層ほど高い傾向にあり、その理由として経済的理由をあげる割合も高い。

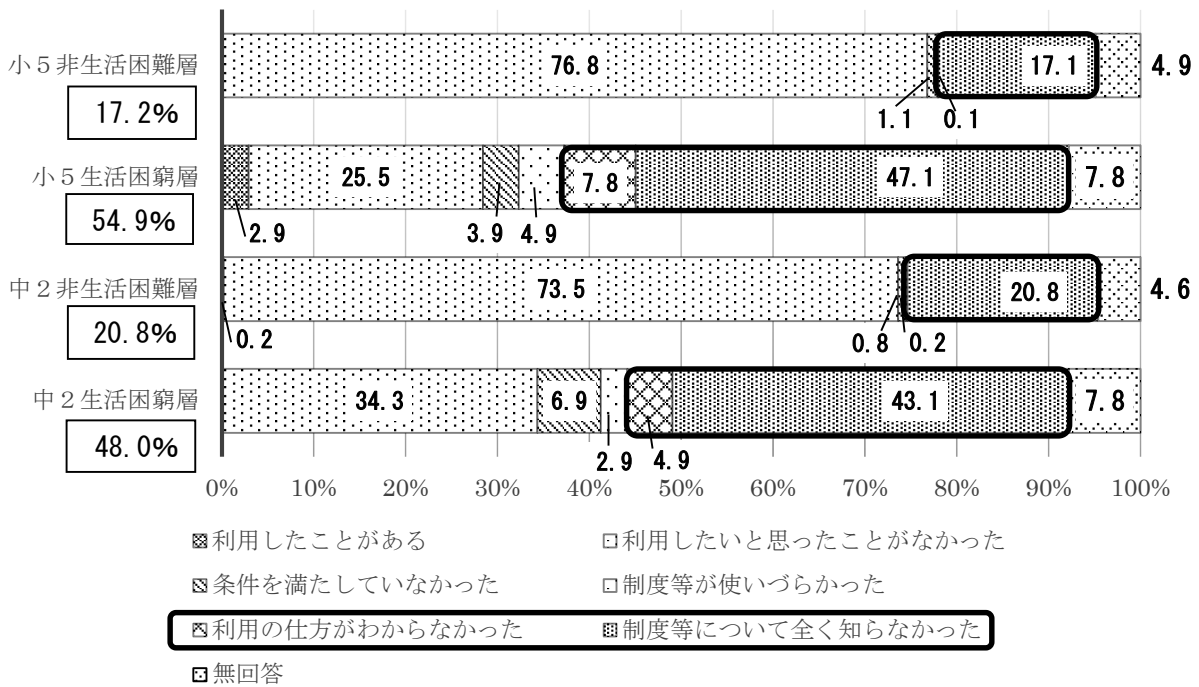
5 制度の周知

(1) 現状

●各種経済的支援制度の利用経験（生活福祉資金の貸付）

（報告書P308）

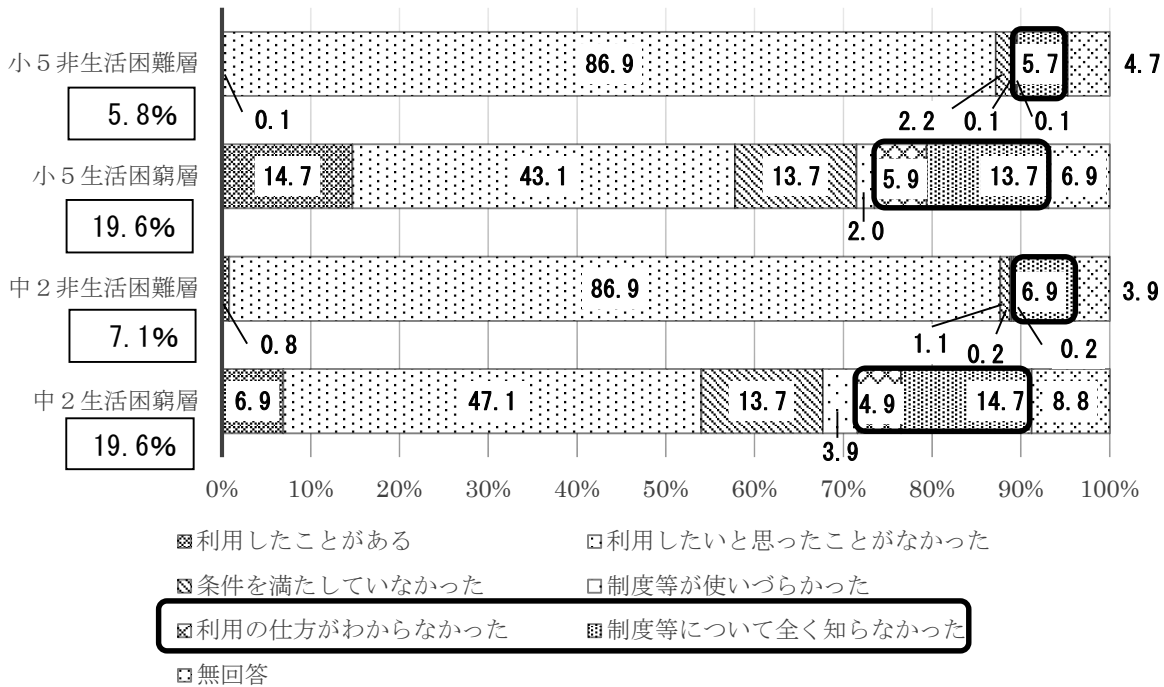
生活福祉資金の貸付について、「利用の仕方がわからなかった」「制度等について全く知らなかった」の割合の合計は、小学5年生保護者の生活困窮層は54.9%、中学2年生保護者の生活困窮層は48.0%と高い。



●各種経済的支援制度の利用経験（生活保護）

（報告書P309）

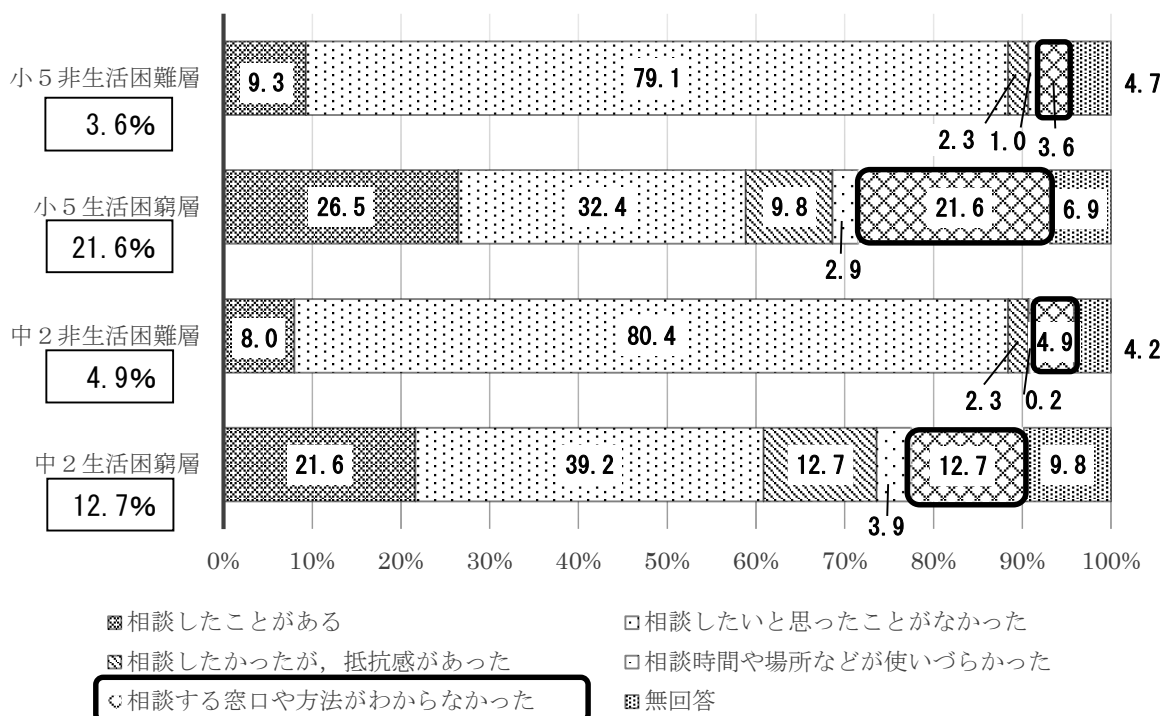
生活保護について、「利用の仕方がわからなかった」「制度等について全く知らなかった」の割合の合計は、小学5年生保護者の生活困窮層は19.6%、中学2年生保護者の生活困窮層は19.6%と高い。



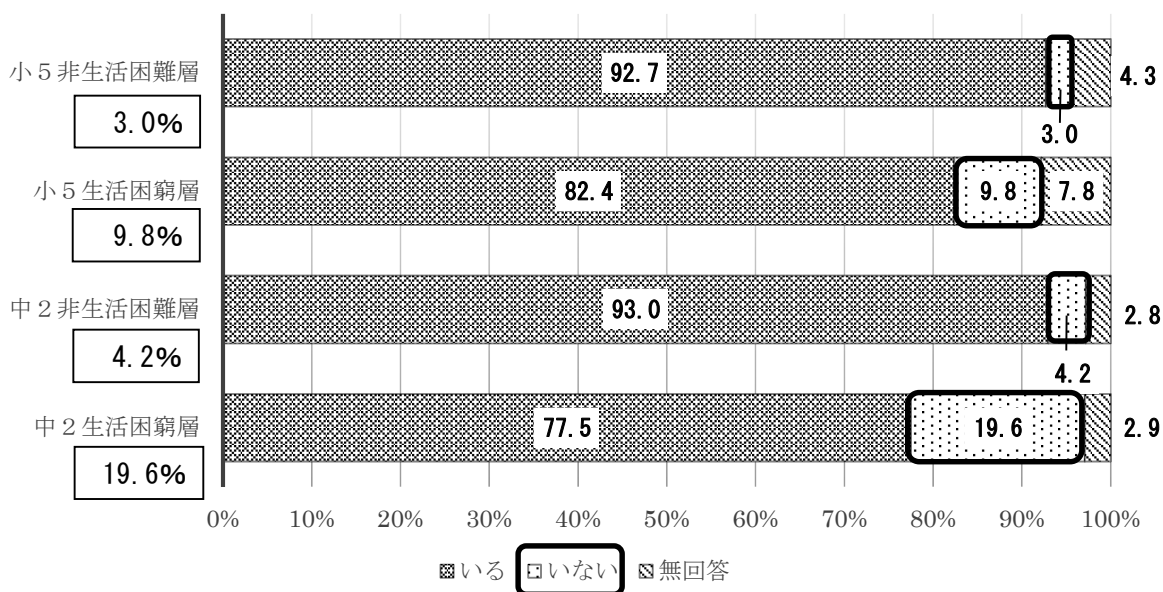
●公的相談機関の利用経験

（報告書P318）

県・市町の窓口について、「相談する窓口や方法がわからなかった」の割合は、小学5年生保護者の生活困窮層は21.6%、中学2年生保護者の生活困窮層は12.7%と高い。



相談相手の有無について、「いない」の割合は、小学5年生保護者の生活困窮層は9.8%、中学2年生保護者の生活困窮層は19.6%と高い。



(2) 課題

生活困窮層ほど、身近に相談相手がない状況があり、また、支援制度についても、知らない人や相談する窓口が分からない人がいることから、支援が必要な人に必要な情報が届いていない状況が伺える。

IV 取組の考え方

2017年度（平成29年度）に策定した「第五次福山市総合計画」に掲げている「子どもが生まれ育った環境にかかわらず、夢や希望を持ち健やかに成長できるまち」を目標とする姿とし、「子どもの心と体が健やかに成長できる」、「格差を固定しない」ことをめざし、「福山市子どもの生活に関する実態調査」の結果を踏まえ「教育」、「生活」、「就労・経済」、「相談・支援・連携」の4つの柱に沿って取り組んでいきます。

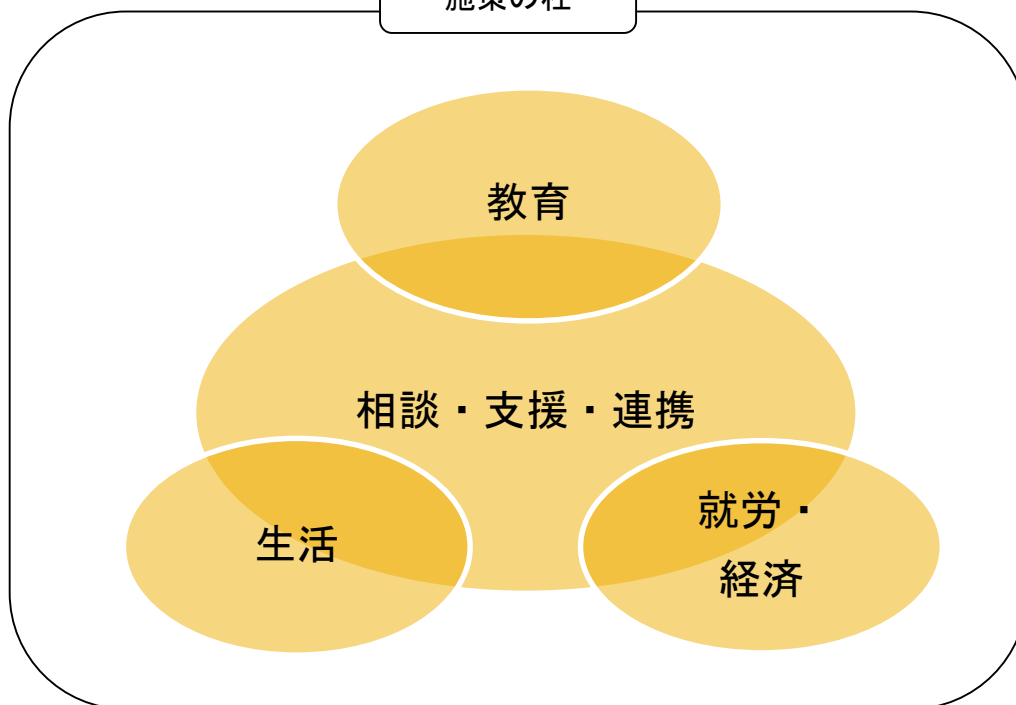
目標とする姿

子どもが生まれ育った環境にかかわらず、
夢や希望を持ち健やかに成長できるまち

取組の方向性

- 子どもの心と体が健やかに成長できる
- 格差を固定しない

施策の柱



V 方針と基本施策

生活困窮世帯の問題は、経済的なものばかりでなく、子どもの学びや健康、生活習慣など様々な面に影響を及ぼしています。子どもの貧困対策を推進するに当たっては、4つの柱に沿って様々な施策を総合的に実施していく必要があります。

調査結果から見えてきた課題

生活状況

世帯タイプ別にみると、ひとり親の生活困窮層の割合は、3割を超えており、ふたり親に比べかなり高い状況にある。

子どもの学び

生活困窮層ほど授業が分からないという子どもの割合が高く、さらに、早い時期から分からなくなっている状況が伺える。また、大学進学を希望する割合が、子どもも保護者も、生活困窮層のほうが低く、中学2年生では、子どもより保護者の比率の方が低い。

自己肯定感

生活困窮層のほうが低い状況がある。

子どもの生活習慣

小学5年生においては、生活困窮層ほど、毎日、朝食を食べる、歯磨きをする、入浴をする子どもの割合が低くなっており、特に、朝食については、保護者が食べる割合も低く、基本的な生活習慣が不十分な状況が伺える。

収入・就業

生活困窮層では、父母ともに非正規雇用の割合が高く、経済的に困窮している状況が伺える。また、子どもの病気のときの医療機関を受診抑制する割合は、生活困窮層ほど高い傾向にあり、その理由として経済的理由をあげる割合も高い。

制度の周知

生活困窮層ほど、身近に相談相手がない状況があり、また、支援制度についても、知らない人や相談する窓口が分からない人がいることから、支援が必要な人に必要な情報が届いていない状況が伺える。

1 教育

子どもの学びを支援する取組の充実を図ります。

【方針】

子どもたちが生まれ育った環境にかかわらず、自分の可能性を伸ばせるよう、学習意欲、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の確かな学力の向上に向けて、※「子ども主体の学び」づくりを推進するとともに、希望する進路を歩めるよう修学支援などに取り組みます。

2 生活

子どもの生活支援、自立支援の充実を図ります。

【方針】

子どもたちの心身の健康を確保し、健やかに生活が送れるよう、子どもや保護者が悩みを相談できる体制の充実を図るとともに、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりに努め、正しい生活習慣や食習慣を身につけるための啓発や食育を推進します。

3 就労・経済

保護者の就労や経済的支援の充実を図ります。

【方針】

経済的に困窮している家庭やひとり親家庭の生活を安定させるため、保護者の就労などの支援を行うとともに、安心して子育てができるよう経済的支援に取り組みます。

4 相談・支援 ・連携

相談支援体制の充実を図るとともに、学校や行政、地域、NPOとの連携体制を推進します。

【方針】

妊娠・出産から子育て期まで切れ目なく、保護者の不安や悩みを把握し、必要な支援につなげられる取組を進めるとともに、必要な情報が必要な家庭に届くよう、地域ネットワークを強化し、各関係機関が連携する中で、相談体制の充実に取り組みます。

※「子ども主体の学び」とは…

乳幼児期における教育・保育の環境により、小学校入学時には、既に身に付けている力に差があること、学び方や分かっていく過程・スピードが違うことを前提として、子ども一人一人の学びを創るという視点で、子ども同士や子どもと教師との対話を通じて、全ての子どもたちが思考を広げ、物事を深く理解していく学び。

本市では、これまでも、子どもや子育てに関する様々な支援策を実施してきましたが、今回の調査では、支援を必要とする子どもやその家庭に、必要な支援が届いていないのではないかという課題が浮かび上がりました。支援が必要な人の中には、行政や地域との関わりを望まない場合や、身近に相談者がいないなど社会的に孤立している状況から、制度の情報が届いていないなどの実態があり、ネウボラ相談員や保健師、保育士、教育関係職員等や地域の中での気づきにより、必要な支援につなげていく必要があります。

様々な支援施策の効果が最大限に発揮できるよう、学校を始めとする教育部門や福祉部門を中心に、すべての部局で連携して取り組んでいきます。

1 教育

子どもの学びを支援する取組の充実を図ります。

【方針】

子どもたちが生まれ育った環境にかかわらず、自分の可能性を伸ばせるよう、学習意欲、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の確かな学力の向上に向けて、「子ども主体の学び」づくりを推進するとともに、希望する進路を歩めるよう修学支援などに取り組みます。

【基本施策】

- (1) 「子ども主体の学び」づくり
- (2) 希望する進路の実現

【具体的な取組】

- (1) 「子ども主体の学び」づくり
 - ① **拡充** 学びづくりフロンティア校事業
 - ② **拡充** 教科の専門性パワーアップ事業
 - ③ 「学力の伸びを把握する調査」事業
 - ④ 児童生徒の読解力向上のための調査・研究
 - ⑤ **新規** 学校図書館環境整備事業（「学びを拓く学校図書館」充実プラン）
 - ⑥ 教材教具等整備（ICT教育機器）
 - ⑦ 英語教育推進事業
 - ⑧ **拡充** 子どもの学びの場・居場所づくりのための「きらりルーム」設置
 - ⑨ 芸術文化体験事業（10歳の君へ ようこそ美術館プロジェクト）
 - ⑩ **拡充** ばらのまち福山国際音楽祭事業
 - ⑪ 「山・海・島」体験活動ステップアップ事業（県事業）
 - ⑫ キャリア教育推進事業
 - ⑬ **拡充** 地域学習活動支援事業（放課後チャレンジ教室、土曜チャレンジ教室）
 - ⑭ スクールカウンセラー配置事業（県事業）
 - ⑮ 家庭教育支援アドバイザー活用事業（県事業）

- ⑯ スクールソーシャルワーカー活用事業（県事業）
- ⑰ **拡充** 放課後子ども教室
- ⑱ 子ども健全育成支援事業（居場所を兼ねた学習支援）

（２）希望する進路の実現

- ① 子ども健全育成支援事業（個別訪問支援）
- ② ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業
- ③ **新規** 子ども健全育成支援事業（子どもの生活・学習支援）
- ④ 奨学金の貸与（福山市青少年修学応援奨学金）
- ⑤ 奨学金の貸与（福山市奨学資金）
- ⑥ 奨学金の貸与（誠之奨学金）
- ⑦ 生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援
- ⑧ 母子父子寡婦福祉資金貸付金
- ⑨ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

2 生活

子どもの生活支援、自立支援の充実を図ります。

【方針】

子どもたちの心身の健康を確保し、健やかに生活が送れるよう、子どもや保護者が悩みを相談できる体制の充実を図るとともに、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりに努め、正しい生活習慣や食習慣を身につけるための啓発や食育を推進します。

【基本施策】

- （１）子どもの居場所づくり
- （２）生活支援・自立支援

【具体的な取組】

- （１）子どもの居場所づくり
 - ① 子ども健全育成支援事業（居場所を兼ねた学習支援）〔再掲〕
 - ② 生徒指導教育相談事業（教育相談、適応指導教室）
 - ③ **拡充** 放課後子ども教室 〔再掲〕
 - ④ **拡充** 放課後児童クラブ
- （２）生活支援・自立支援
 - ① **拡充** 子ども医療費助成
 - ② 福山ネウボラ相談窓口

- ③ ひとり親家庭自立支援員による相談
- ④ 子ども健全育成支援事業（個別訪問支援）[再掲]
- ⑤ 児童虐待防止等ネットワーク
- ⑥ 産前産後のサポート事業（産後ケア事業，産後ヘルパー派遣事業，産前・産後サポート事業）
- ⑦ むし歯等学校病被患者への医療券発行（就学援助）と受診勧奨
- ⑧ こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）
- ⑨ 家庭教育支援アドバイザー活用事業（県事業）[再掲]
- ⑩ スクールソーシャルワーカー活用事業（県事業）[再掲]
- ⑪ 育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）
- ⑫ 食育推進事業
- ⑬ 栄養教諭等による食育の推進
- ⑭ **拡充** 中学校給食
- ⑮ 保育所等におけるクッキング

3 就労・経済

保護者の就労や経済的支援の充実を図ります。

【方針】

経済的に困窮している家庭やひとり親家庭の生活を安定させるため、保護者の就労などの支援を行うとともに、安心して子育てができるよう経済的支援に取り組みます。

【基本施策】

- (1) 就労支援
- (2) 経済的支援

【具体的な取組】

- (1) 就労支援
 - ① ひとり親家庭自立支援事業（給付金）
 - ② ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 [再掲]
 - ③ ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業（就労のための支援）
 - ④ 母子・父子自立支援プログラム策定事業（就労のための支援）
 - ⑤ 生活保護受給者等就労自立促進事業
- (2) 経済的支援
 - ① ひとり親家庭等医療費助成
 - ② 児童扶養手当

- ③ 母子父子寡婦福祉資金貸付金 [再掲]
- ④ 母子生活支援施設
- ⑤ **拡充** 子ども医療費助成 [再掲]
- ⑥ 保育料の減免
- ⑦ 私立幼稚園就園奨励費補助金
- ⑧ **拡充** 学用品等の支給（就学援助）
- ⑨ 住居確保給付金の支給
- ⑩ 子育て世帯向け市営住宅の改修

4 相談・支援 ・連携

相談支援体制の充実を図るとともに、学校や行政、地域、NPOとの連携体制を推進します。

【方針】

妊娠・出産から子育て期まで切れ目なく、保護者の不安や悩みを把握し、必要な支援につながられる取組を進めるとともに、必要な情報が必要な家庭に届くよう、地域ネットワークを強化し、各関係機関が連携する中で、相談体制の充実に取り組みます。

【基本施策】

- (1) 支援につなぐ取組
- (2) 相談連携の充実

【具体的な取組】

- (1) 支援につなぐ取組
 - ① 福山ネウボラ相談窓口 [再掲]
 - ② 産前産後のサポート事業（産後ケア事業、産後ヘルパー派遣事業、産前・産後サポート事業） [再掲]
 - ③ 「あんしん子育て応援ガイド」等による相談窓口の周知
 - ④ **拡充** 民生委員・児童委員による地域での相談支援
 - ⑤ コミュニティセンター・館相談事業
 - ⑥ 青少年育成自立支援事業（居場所を兼ねた自立支援）
 - ⑦ スクールカウンセラー配置事業（県事業） [再掲]
- (2) 相談連携の充実
 - ① **拡充** 生活困窮者自立支援事業
 - ② **拡充** ふくやま・ヤングサポートネットワーク
 - ③ 青少年センター業務

VI 具体的な取組の概要

1 教育

(1) 「子ども主体の学び」づくり

No	事業名	担当課	事業概要
①	拡充 学びづくりフロンティア校事業	学事課, 学びづくり課	子どもの学びが教科や学年の枠を超えて広がることを踏まえ、指定校を中心に、学びがつながるカリキュラムを編成・実施し、取組や成果等を市全体に還元することを通して、学習意欲や主体的に学び続ける力を高める。 【対象者】小学校児童
②	拡充 教科の専門性パワーアップ事業	学事課, 学びづくり課	子ども主体の学びについて理論や方法等を体験的に学ぶ教職員研修や、指定校への探究学習プログラム導入による取組、成果等を市全体へ還元することを通して、学習意欲や主体的に学び続ける力を高める。 【対象者】中学校生徒
③	「学力の伸びを把握する調査」事業	学事課, 学びづくり課	2中学校区の小学校第4学年から中学校第3学年児童生徒を対象に、学力や学習に関する意識を経年的に把握する調査を実施し、結果から明らかになった個に応じた指導の在り方等を市全体に還元することを通して、学力の定着を図る。 【対象者】小・中学校児童生徒
④	児童生徒の読解力向上のための調査・研究	学事課, 学びづくり課	大人の読解力と小中学校で受けてきた教育との相関関係を明らかにし、読解力を伸ばす要因を考察することを通して、子どもたちの学力の基盤となる読解力向上に資する。 【対象者】小・中学校児童生徒
⑤	新規 学校図書館環境整備事業（「学びを拓く学校図書館」充実プラン）	学びづくり課	子どもたちが多種多様な情報に触れることのできる本の充実や自発的に本を選び、親しむことのできる環境整備に取り組み、学校図書館を子どもたちの知的好奇心を醸成する開かれた学びの場とする。 【対象者】小・中学校児童生徒
⑥	教材教具等整備（ICT教育機器）	教育総務課, 学びづくり課	小中学校の通常学級、特別支援学級、特別教室などにプロジェクターやタブレット等のICT教育機器を整備し、効果的な活用を通して自ら学ぶ授業を推進し、学習意欲や学力の向上を図る。 【対象者】小・中学校児童生徒

No	事業名	担当課	事業概要
⑦	英語教育推進事業	学びづくり課	12か国から招致した22名の外国語指導助手を幼稚園・学校に派遣して、異なる文化、言語に親しむ学習やゲームなどの体験活動を行ったり、地域で異文化体験ができる活動を行ったりすることを通して、児童生徒が積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、国際的視野を拡げる機会の充実を図る。 【対象者】幼稚園・小・中学校児童生徒
⑧	拡充 子どもの学びの場・居場所づくりのための「きらりルーム」設置	学びづくり課	長期欠席者が増加傾向にある小中学校10校程度に、多様な学びの場・居場所として「きらりルーム」を設置し、安心して学んだり、興味があることに取り組んだりできるようにする。 【対象者】小・中学校児童生徒
⑨	芸術文化体験事業（10歳の君へようこそ美術館プロジェクト）	学びづくり課	ふくやま美術館へ児童を招待し、絵画等の芸術作品の鑑賞を通して、豊かな創造力・想像力や思考力などを養う。 【対象者】小学校第4学年児童
⑩	拡充 ばらのまち福山国際音楽祭事業	文化振興課、 学びづくり課	音楽祭のコンサートへ児童を招待し、オーケストラの生演奏の鑑賞を通して、豊かな感性や想像力などを育む。 【対象者】小学校第5学年児童
⑪	「山・海・島」体験活動ステップアップ事業（県事業）	学びづくり課	日常とは異なる環境での様々な体験活動を通し、児童の主体性、挑戦する力、粘り強さ、コミュニケーション能力、思いやり、助け合いの心などの資質・能力を育む。 【対象者】小学校第5学年児童
⑫	キャリア教育推進事業	学びづくり課	学校、家庭、事業所（地域）の三者が連携して行う「チャレンジ・ウィークふくやま」（職場体験）を通して、生徒が日々の授業等で身に付けた知識や技能を実際に仕事で発揮したり、課題を発見したりする力を育む。 【対象者】中学校第2学年生徒
⑬	拡充 地域学習活動支援事業（放課後チャレンジ教室、土曜チャレンジ教室）	学びづくり課	地域に在住している退職教職員等の支援を得て、児童に国語・算数を中心とした基礎的な内容の学力補充を行うとともに、学習意欲の向上、学習習慣の定着を図る。 【対象者】小学校児童

No	事業名	担当課	事業概要
⑭	スクールカウンセラー配置事業（県事業）	学びづくり課	臨床心理に関する専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図り、不登校等の未然防止や早期解決をめざす。 【対象者】小・中学校児童生徒，保護者（60校程度に配置）
⑮	家庭教育支援アドバイザー活用事業（県事業）	学びづくり課	4中学校区の小中学校に、家庭、地域、学校の連携・協力を支援する家庭教育支援アドバイザーを配置し、生活環境改善などが必要な家庭に対して、関係機関と連携した効果的な支援を行う。 【対象者】小・中学校児童生徒，保護者
⑯	スクールソーシャルワーカー活用事業（県事業）	学びづくり課	1中学校区の小中学校に、家庭、地域、学校の連携・協力を支援するスクールソーシャルワーカーを配置し、生活環境改善などが必要な家庭に対して、関係機関と連携した効果的な支援を行う。 【対象者】小・中学校児童生徒，保護者
⑰	拡充 放課後子ども教室	人権・生涯学習課	放課後等に小学校の余裕教室や公民館等を利用して、地域住民ボランティアである教育活動サポーターの支援のもと、安全・安心な居場所づくりを実施する。 【対象者】小学校児童
⑱	子ども健全育成支援事業（居場所を兼ねた学習支援）	生活困窮者自立支援センター	不登校など、他者との関係性がうまく図れない子どもが、安心して学習できる場の提供を行い、学習意欲の向上、学習習慣の定着を図るとともに、コミュニケーション能力を高め、自尊感情を取り戻せるよう支援を行う。 【対象者】生活困窮世帯等（生活保護世帯を含む）の子ども

(2) 希望する進路の実現

No	事業名	担当課	事業概要
①	子ども健全育成支援事業（個別訪問支援）	生活困窮者自立支援センター	専門知識を持つ「家庭・教育支援員」「教育アドバイザー」を配置し、子どもとその保護者からの進路選択など教育・生活・就労に関する相談に対し、必要な情報の提供及び助言、並びに関係機関との調整を行う。また、「家庭訪問員」により、高校中退防止支援や、学校と連携しながら登校支援を実施する。 【対象者】生活困窮世帯等（生活保護世帯を含む）の子ども、保護者
②	ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業	ネウボラ推進課	ひとり親家庭の子どもに対し、基本的な生活習慣の習得、学習支援などを行い、生活の向上を図る。 【対象者】ひとり親（児童扶養手当受給者等）家庭の中学生
③	新規 子ども健全育成支援事業（子どもの生活・学習支援）	生活困窮者自立支援センター	生活困窮世帯等（生活保護世帯を含む）の子どもに対し、基本的な生活習慣の習得、学習支援などを行い、生活の向上を図る。 【対象者】生活困窮世帯等の中学生
④	奨学金の貸与（福山市青少年修学応援奨学金）	学事課	経済的理由により大学等への進学が困難な者に対して、学資を貸与することにより、有用な人材の育成の途を開く。 【対象者】大学等への受験や入学が困難な受験生
⑤	奨学金の貸与（福山市奨学資金）	学事課	経済的理由により大学等への修学が困難な者に対して、学資を貸与することにより、有用な人材の育成の途を開く。 【対象者】大学等に在学中の学生
⑥	奨学金の貸与（誠之奨学金）	学事課	優秀な生徒であって、経済的理由によって修学が困難な者に対し、学資を貸与することにより、社会的有為の人材を育成する。 【対象者】高等学校等に在学中の生徒
⑦	生活保護世帯の子どもへの大学等への進学支援	生活福祉課	貧困の連鎖を断ち切り生活保護世帯の子どもへの自立を助長するため、大学等へ進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給する。 【対象者】生活保護世帯の子ども

No	事業名	担当課	事業概要
⑧	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ネウボラ推進課	母子家庭や寡婦，父子家庭の生活の安定とその児童の福祉の向上を図ることを目的として，資金の貸付を行う。 【対象者】母子家庭の母・児童，父子家庭の父・児童，寡婦など
⑨	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ネウボラ推進課	よりよい条件での就職や転職により，安定した雇用につなげることを目的に，学び直しを支援する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講費用の一部を支給する。 【対象者】ひとり親家庭の親・子ども（所得制限あり）

2 生活

(1) 子どもの居場所づくり

No	事業名	担当課	事業概要
①	子ども健全育成支援事業（居場所を兼ねた学習支援）	生活困窮者自立支援センター	1－（1）－⑯ [再掲]
②	生徒指導教育相談事業（教育相談，適応指導教室）	学びづくり課	<p><教育相談></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談：教育問題全般にわたり，幅広く相談に応じる。 ・心理相談：悩みや不安を抱える児童・生徒・保護者に心理学的立場から，助言・支援を行う。 <p>【対象者】幼稚園・小・中学校児童生徒，保護者等</p> <p><適応指導教室></p> <p>不登校児童生徒一人ひとりの状態に応じた指導を行い，集団生活に適応できるよう，学習や生活の指導を通して，自立や学校生活への復帰をめざす。</p> <p>【対象者】福山市立小中学校に在籍する不登校傾向の児童生徒</p>
③	拡充 放課後子ども教室	人権・生涯学習課	1－（1）－⑰ [再掲]
④	拡充 放課後児童クラブ	ネウボラ推進課	<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し，授業の終了後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えることにより，その健全な育成を図る。</p> <p>【対象者】小学校第1～第3学年児童（一部第6学年まで）</p>

(2) 生活支援・自立支援

No	事業名	担当課	事業概要
①	拡充 子ども医療費助成	ネウボラ推進課	子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、健やかな育成を図るため、医療に要する費用の一部を助成する。 【対象者】中学生まで（所得制限あり）
②	福山ネウボラ相談窓口	ネウボラ推進課	妊娠・出産・子育てに関して、切れ目のない支援を行うため、総合相談窓口として「あのね」を設置し、相談や情報提供（母子保健事業、子育て支援事業等）を行う。 また、必要に応じて、関係機関とともに継続的な支援を行う。 【対象者】妊産婦、子育て家庭
③	ひとり親家庭自立支援員による相談	ネウボラ推進課	生活の安定と向上のために、ひとり親家庭の状況に応じた相談指導等の支援を行い、母子家庭、寡婦及び父子家庭の福祉の増進を図る。 【対象者】ひとり親家庭、寡婦
④	子ども健全育成支援事業（個別訪問支援）	生活困窮者自立支援センター	1 - (2) - ① [再掲]
⑤	児童虐待防止等ネットワーク	ネウボラ推進課	行政と関係機関・団体との間で構築したネットワークにより、情報の共有及び連携を図る中で、児童虐待の未然防止、早期発見及び効果的な対応を行う。 【対象者】保護若しくは支援が必要な児童、その保護者及び妊婦
⑥	産前産後のサポート事業 ・産後ケア事業 ・産後ヘルパー派遣事業 ・産前・産後サポート事業	健康推進課	家族等から支援を受けられない妊産婦の不安や負担軽減のため行う事業。 <産後ケア事業> 母体の回復のための支援、沐浴、授乳等の育児の支援を行う。 【対象者】産後2か月以内の産婦 <産後ヘルパー派遣事業> ヘルパーが家庭を訪問し、家事や育児の支援を行う。 【対象者】産後4か月以内の産婦 <産前・産後サポート事業> 子育て経験者等が家庭を訪問して、妊娠や子育てに関する相談相手となったり、情報の提供を行う。 【対象者】妊婦及び産後4か月以内の産婦

No	事業名	担当課	事業概要
⑦	むし歯等学校病被患者への医療券発行（就学援助）と受診勧奨	学校保健課（受診勧奨），学事課（医療券発行）	<p><受診勧奨>健康診断の結果に基づき健康上の問題が見つかった児童生徒に，健康管理上必要な保健指導を行うとともに，かかりつけ医や専門医への受診を勧める。</p> <p><医療券発行>経済的理由によって就学が困難な児童生徒で，感染症又は学習に支障を生ずる疾病（結膜炎，中耳炎，う歯など）に罹患し，学校において治療の指示を受けたとき，治療のための医療費について援助を行う。</p> <p>【対象者】小・中学校児童生徒</p>
⑧	こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	健康推進課	<p>生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し，子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握，育児に関する不安や悩みの相談を行う。</p> <p>【対象者】生後4か月までの乳児のいる家庭</p>
⑨	家庭教育支援アドバイザー活用事業（県事業）	学びづくり課	<p>1－（1）－⑮ [再掲]</p>
⑩	スクールソーシャルワーカー活用事業（県事業）	学びづくり課	<p>1－（1）－⑯ [再掲]</p>
⑪	育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）	健康推進課	<p>養育支援が特に必要な家庭に対して，保健師，育児支援家庭訪問指導員が居宅を訪問し，養育に関する相談に応じ，指導や助言により養育能力を向上させるため支援を行う。</p> <p>【対象者】妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭の乳幼児，児童及びその養育者</p>
⑫	食育推進事業	健康推進課	<p>「福山市食育推進計画 2018」に基づき，「食育を通じて，市民自らが健康づくりに取り組み，だれもが健やかでいきいき暮らせるまち」をめざし，市民運動として「食育」を推進するために，ヘルシーメニューコンテストの開催や「朝食の大切さ」や「子どもの料理教室」等を通じて，食生活改善推進員と協働で料理教室等の事業を実施する。</p> <p>【対象者】市民</p>

No	事業名	担当課	事業概要
⑬	栄養教諭等による食育の推進	学校保健課	食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、心身ともに健やかに育つよう、調理技術や知識を習得する「夏休み子ども料理教室」の開催や、「給食だより」「福山レシピ集」等を活用して食事の重要性を啓発し、家庭と連携して食育の推進を図る。 【対象者】小学校児童，保護者
⑭	拡充 中学校給食	学校保健課	栄養バランスのとれた安心・安全な食の提供を通じて食育を推進するため、中学校において、給食を実施する。 【対象者】中学校生徒
⑮	保育所等におけるクッキング	保育課	保育所等に入所（園）した子どもを対象に、旬の食材を使用したクッキングを通じて“食べること・作ることが大好き”になれるような食育に取り組むとともに、保護者啓発を行い食習慣の確立を図る。 【対象者】保育所等に入所（園）した子ども

3 就労・経済

(1) 就労支援

No	事業名	担当課	事業概要
①	ひとり親家庭自立支援事業（給付金）	ネウボラ推進課	自立を促進するために、看護師等の資格を取得するための訓練促進費給付金の支給や、介護職員初任者研修等の教育訓練講座の受講費用の一部を支給する。 【対象者】ひとり親（所得制限あり）
②	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ネウボラ推進課	1－(2)－⑨ [再掲]
③	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業（就労のための支援）	ネウボラ推進課	就職支援講習の開催や家庭の状況及び職業経験等に応じた就業情報の提供及び就業相談を実施する。 【対象者】ひとり親
④	母子・父子自立支援プログラム策定事業（就労のための支援）	ネウボラ推進課	家庭の状況に応じて、自立目標や支援内容を設定した自立支援プログラムを策定し、きめ細やかな自立・就労支援を行う。 【対象者】児童扶養手当受給者（生活保護受給者を除く）
⑤	生活保護受給者等就労自立促進事業	生活福祉課、生活困窮者自立支援センター、ネウボラ推進課	就労支援をすることが適当であると認められた者に対し、福祉事務所等の職員や公共職業安定所と連携して就労支援を行う。 【対象者】生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、生活困窮者

(2) 経済的支援

No	事業名	担当課	事業概要
①	ひとり親家庭等医療費助成	ネウボラ推進課	ひとり親家庭等の保健の向上と生活の安定を図るため、医療費の一部を助成する。 【対象者】18歳到達年度の末日までの児童とひとり親等である保護者（所得制限あり）
②	児童扶養手当	ネウボラ推進課	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給する。 【対象者】ひとり親等（所得制限あり）
③	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ネウボラ推進課	1-(2)-⑧ [再掲]
④	母子生活支援施設	ネウボラ推進課	母子家庭の母と児童を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する。また、退所した者について相談その他の援助を行う。 【対象者】母子家庭の母と児童
⑤	拡充 子ども医療費助成	ネウボラ推進課	2-(2)-① [再掲]
⑥	保育料の減免	児童部庶務課	保護者の死亡や婚姻・離婚等により扶養義務者に変更が生じた場合や、失業等により生活困窮となった場合、また、子どもが事故・感染症により休所した場合に保育料の減免を行う。 【対象者】子どもが保育所等を利用している保護者
⑦	私立幼稚園就園奨励費補助金 ※2019年（平成31年） 10月から、幼児教育・保育の無償化により廃止予定	児童部庶務課	私立幼稚園（学校教育法により認可された幼稚園であって、かつ、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費を受けていない施設）の保育料（入園料含む。）について、園児の属する世帯の市民税課税状況に応じて補助を行う。 【対象者】子どもが私立幼稚園に通園している保護者
⑧	拡充 学用品等の支給（就学援助）	学事課	経済的理由によって就学が困難な児童生徒又は就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、就学の機会を確保する。 【対象者】生活保護法による教育扶助を受けている者又はこれに準ずる程度に困窮していると認められる者

No	事業名	担当課	事業概要
⑨	住居確保給付金の支給	生活困窮者自立支援センター	離職により住宅を失った又は失うおそれが高い生活困窮者に対し、一定期間、家賃相当額を支給する。 【対象者】生活困窮者
⑩	子育て世帯向け市営住宅の改修	住宅課	子どもの健やかな成長につながる住まいの実現をめざし、市営住宅の空室を子育て世帯向けに改修し、供給する。（10戸） 【対象者】同居しようとする親族に小学校第6学年以下の子どもがいる世帯

4 相談・支援・連携

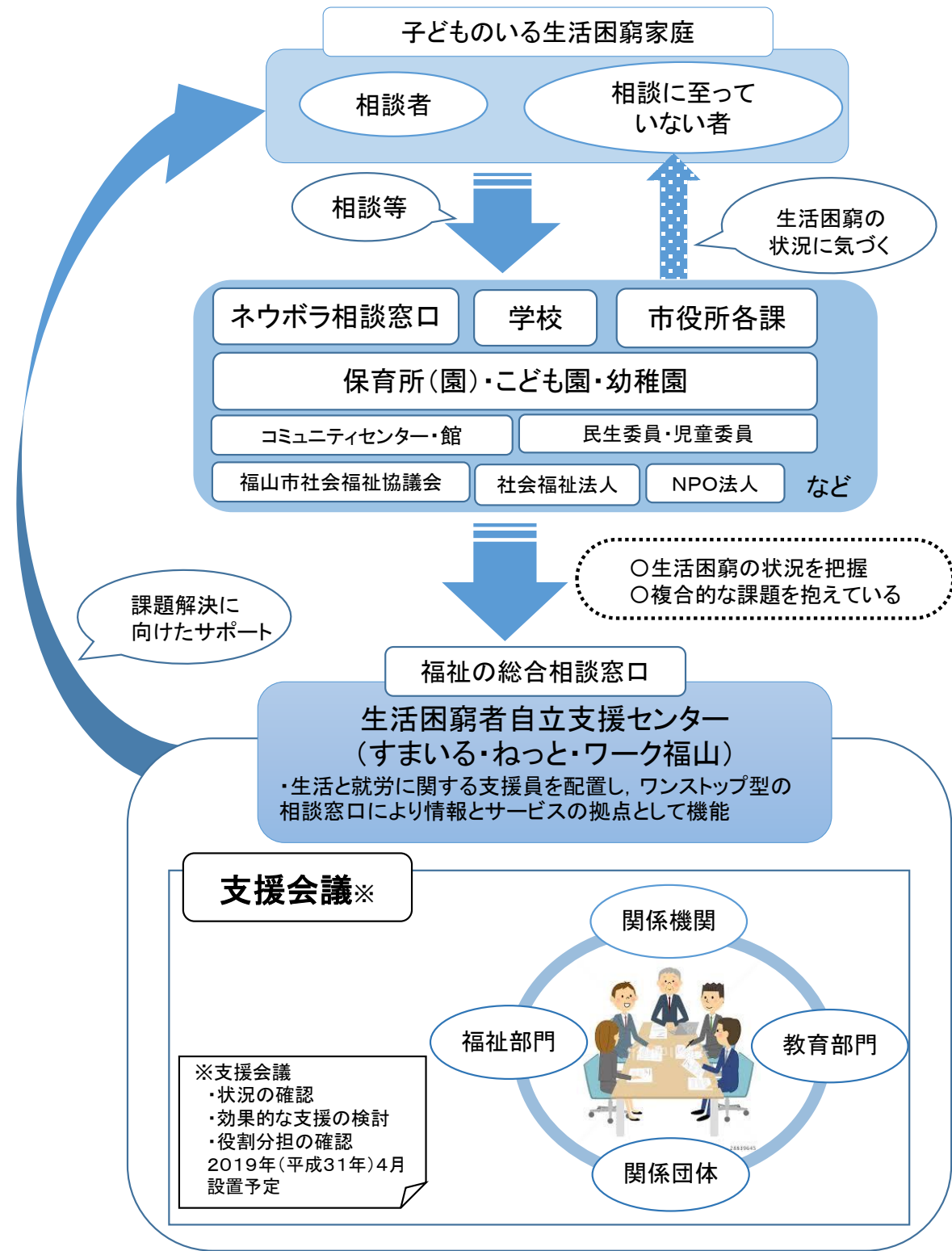
(1) 支援につなぐ取組

No	事業名	担当課	事業概要
①	福山ネウボラ相談窓口	ネウボラ推進課	2-(2)-② [再掲]
②	産前産後のサポート事業 ・産後ケア事業 ・産後ヘルパー派遣事業 ・産前・産後サポート事業	健康推進課	2-(2)-⑥ [再掲]
③	「あんしん子育て応援ガイド」等による情報提供	ネウボラ推進課	子育て支援サービスに関する情報提供や各種相談窓口の周知を行う。 【対象者】妊産婦や子育て中の家庭
④	拡充民生委員・児童委員による地域での相談支援	福祉総務課	担当区域内の住民の生活状態を必要に応じ、適切に把握するとともに関係機関と連携し、援助を必要とする者に助言等行うこと又は福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供等を行う。 【対象者】地域住民
⑤	コミュニティセンター・館相談事業	人権・生涯学習課、各生涯学習センター	生活上の相談や人権に関わる相談に応じ、関係行政機関や社会福祉施設等に連絡、紹介を行うなど適切な支援を図る。 【対象者】地域住民
⑥	青少年育成自立支援事業（居場所を兼ねた自立支援）	青少年・女性活躍推進課	引きこもりがちで、社会との関係が希薄な若者が自信を取り戻し、社会への第一歩を踏み出すことができるよう支援する。 ＜社会体験活動プログラム＞ ボランティア活動や創作活動など様々な体験活動を行う。 ＜就労体験プログラム＞ プログラムを通じて就労意欲が出始めた者の職場体験を行う。 ＜家族交流会＞ 家族間の交流、専門家による講習会・相談会などを行う。 【対象者】概ね15歳から39歳の若者と家族等
⑦	スクールカウンセラー配置事業（県事業）	学びづくり課	1-(1)-⑭ [再掲]

(2) 相談連携の充実

No	事業名	担当課	事業概要
①	拡充 生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援センター	生活困窮者等の様々な悩みについて相談を受け、個々の状況に応じた包括的な支援方法を検討し、自立に向け支援する。また、生活困窮者の早期発見や支援を必要とする人が適切な支援が受られるよう関係機関等との連携強化に取り組む。 【対象者】生活困窮者等
②	拡充 ふくやま・ヤングサポートネットワーク	青少年・女性活躍推進課	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、保健・福祉部門と教育部門、その他市内の支援に取り組む機関・団体と連携強化に取り組み、包括的かつ総合的な支援を行う。 【対象者】40歳未満のニート・ひきこもり等を中心に、自立のための支援を必要とする者と、その家族等
③	青少年センター業務	青少年・女性活躍推進課	青少年の健全育成・非行防止のための補導活動や相談活動、青少年を取り巻く社会環境の浄化活動等を行う。 【対象者】小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者

相談・支援・連携の流れイメージ図



【参考指標】

1 進学状況

(1) 生活保護世帯

(各年4月1日現在)

区 分	福山市		広島県		全国	
	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)
中学校卒業後就職率	8.3%	0.0%	3.4%	1.8%	1.6%	1.3%
高等学校等進学率	87.5%	93.9%	86.9%	95.4%	93.3%	93.6%
高等学校等中退率	6.2%	6.0%	4.5%	5.7%	4.5%	4.1%
高等学校卒業後就職率	48.8%	48.6%	41.0%	46.2%	44.3%	47.9%
大学等進学率	31.7%	40.0%	34.8%	36.9%	33.1%	35.3%

厚生労働省就労支援等状況調査より

注：高等学校等中退率は、前年度4月から3月までの中退率

(2) 中学校・高等学校等

(各年5月1日現在)

区 分	福山市		広島県		全国	
	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)
中学校卒業後就職率	0.7%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%
高等学校等進学率	98.7%	98.8%	99.1%	99.0%	99.1%	99.1%
高等学校等卒業後就職率	16.6%	16.7%	16.0%	15.3%	18.6%	18.4%
大学等進学率	81.5%	81.9%	82.1%	82.4%	71.1%	71.0%

学校基本調査より

注：前年度卒業者の状況を調査年度の5月1日現在で集計

2 小学校・中学校の不登校児童生徒の状況

区 分	福山市		広島県		全国	
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)
小学校	0.69%	0.75%	0.45%	0.47%	0.43%	0.47%
中学校	2.78%	3.60%	2.60%	2.63%	2.95%	3.14%

学校基本調査より

注：2017年度（H29年度）の数値は、2019年（H31年）2月末に国が公表予定

調査対象は公立小中学校の児童生徒。ただし2016年度（H28年度）県は国公立小中学校が対象。